

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」 (概要)

平成28年4月5日

総合科学技術・イノベーション会議

評価専門調査会

目次

はじめに

第1章 基本的考え方

1. 評価の意義
2. 本指針の適用
3. 評価関係者の責務
4. 効果的・効率的な評価の実施
5. 評価実施体制の確立
6. 評価の国際的な水準の向上

第2章 対象別評価の実施

研究開発プログラムの評価

1. 研究開発プログラムの意義等
2. 評価の実施主体
3. 被評価者
4. 評価者の選任
5. 評価の実施時期
6. 評価方法
7. 評価結果の取扱い

研究開発課題の評価

1. 評価の実施主体
 2. 評価者の選任
 3. 評価の実施時期
 4. 評価方法
 5. 評価結果の取扱い
- (参考) 研究開発課題の主要な
類型の評価の実施方法

研究者等の業績の評価

研究開発機関等の評価

1. 評価の実施主体
2. 評価者の選任
3. 評価の実施時期
4. 評価方法
5. 評価結果の取扱い
6. 研究開発機関等の性格に応じた評価の実施

はじめに

(科学技術基本計画における評価の位置付け)

「第4期科学技術基本計画」科学技術イノベーション政策の推進⇒評価システムの改善・充実

(研究開発評価の改善への新しい取組) ※大綱的指針の改定方針

■従来の評価の観点

- ①研究開発成果の国民・社会への還元を迅速化⇒**的確で実効ある評価の実施**
- ②機能的で効率的な評価の実施
- ③国際的な視点での評価の実施

■改定の方向性→新たな政策の方向性への対応として

- ④ 研究開発政策各階層(政策体系)の相互の関連付けの明確化、効果的な階層でのPDCAサイクルの確立
- ⑤取り組むべき課題に対応した目標(アウトカム指標等による目標)の設定と達成状況の把握

(本指針の性格) →大綱的指針の位置づけと適用範囲

- 国の研究開発評価について基本的な方針
- 評価実施主体が**特性や研究開発の性格に応じて本指針に沿った的確な評価を実施**
⇒研究開発に適した**効率的で質の高い評価**と優れた**研究開発の効果的・効率的実施**。
- ◆本指針適用範囲
 - ①実施又は推進する主体が実施する評価
 - ②第三者評価を行う機関が実施する評価

(政策評価、独立行政法人評価及び大学等の評価との関係)

- 政策評価に求められている諸要素を踏まえ、研究開発の特性を考慮
- 評価では**政策評価との整合性を確保**し、研究開発機関等の評価では「政策評価法」、「独立行政法人通則法」、「国立大学法人法」との整合性を確保

(本指針のフォローアップ等)

CST Iは、本指針に沿った評価の実施状況をフォローアップ
⇒「各府省への意見」、「本指針の見直し」についての意見を述べる。

第1章 基本的考え方

1. 評価の意義

優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために評価を実施

- ① 国際的に高い水準の研究開発
- ② 社会・経済に貢献できる研究開発
- ③ 新しい学問領域を拓く研究開発等

(研究開発評価の意義)

- ① 評価結果に基づく適切な資源配分等 ⇒ 科学技術イノベーションの一体的、総合的な推進
- ② 適切かつ公正な評価による柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境創出 ⇒ より良い政策・施策の形成
- ③ 研究開発を支援する評価の実施
⇒ 研究開発の前進や質の向上、独創的な研究開発や研究者の発掘、研究者の意欲向上など
- ④ 評価結果の積極的な公表と優れた研究開発の社会への周知
⇒ 国民に対する説明責任の実施による国民の理解と支持の獲得
- ⑤ 評価結果の予算・人材等の資源配分への反映 ⇒ 研究開発を重点的・効率的な推進

2. 本指針の適用

(対象)

研究開発施策、研究開発プログラム、研究開発課題、研究者等の業績及び研究開発機関等の評価

(研究開発の範囲)

- ① 国費を用いて実施される研究開発全般
- ② 民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発、
- ③ 国費により海外で実施される研究開発等

- 各府省：本指針に沿って、研究開発評価の実施に関する具体的な方針を定める。
- 研究開発機関及び第三者評価機関等：本指針及び各府省の指針に沿って明確なルールを定める。
- これらの指針等は、政策評価に関する基本計画及び事後評価実施計画、独立行政法人に係る評価基準等とも整合するよう定める。

第1章 基本的考え方

3. 評価関係者の責務

(1) 研究開発を実施又は推進する主体の責務

- 本指針を踏まえる。 • **公正かつ透明**な評価。 • 研究開発の特性や進展状況に応じた**柔軟な評価**。
- 優れた成果が**次の発展段階に繋がる**評価。 • 評価の具体的な仕組みを整備し、**厳正に評価**を実施。
- 評価結果の**適切な活用**。 • **国民**に対して評価結果とその反映状況についての**情報提供**。
- 研究者の能力が十分発揮されるよう促し、**研究開発の質の向上**や効率化を図る。
- 評価実施に伴う**作業負担**が本来の研究開発活動へ著しい影響がないよう努める。
- 各府省においては所管官庁としての責務を果たす。

(2) 評価者の責務

- **評価対象を正しく理解**することに努める。 • **公平・公正で厳正な評価**を行うべきことを常に認識する。
- 研究者及び研究開発を**推進する主体の責任を厳しく問う**。
- 独創的で有望な**優れた研究者や研究開発を発掘**する。
- 研究者や研究開発がより良いものとなるように、適切な助言を行う。

(3) 被評価者の責務

● 研究開発に対する責任を十分に自覚する

- 意欲的な研究開発課題や研究開発プログラム等に**積極的に挑戦**する。 • 研究開発の**成果を挙げる**。
- 研究開発の成果が最終的には納税者である**国民・社会に還元**されるよう図る。
- 研究開発の成果が出ない場合には評価を通じて課される**説明責任や結果責任を重く受け止める**。
- 研究開発の目的に沿って**資源配分**を適切に見直す。

● 積極的に評価に協力すること

- 研究開発活動の一環として**評価の重要性を十分に認識**する。
- 評価者の正しい理解が得られるように、**十分かつ正確な説明**又は情報提供。

第1章 基本的考え方

4. 効果的・効率的な評価の実施

●研究開発評価の基本：

- 対象ごとに**あらかじめ具体的かつ明確な目標を設定**
⇒目標、達成度合い及び研究開発成果を国際的な水準で評価
- **研究開発の特性や役割等に相応した質の高い実効性のある評価の実施**
⇒研究者等の負担の少ない体制・仕組みの整備と効果的・効率的な評価の実施
- 評価の実効性及び効率性の向上等の追求
⇒適切な時期の検証により、**実施体制や仕組みの改善**を検討。

●対応策：

(1) 重層構造における評価の効率的実施

同一の研究開発に対する**評価が重複しないよう**、連携、評価結果等の相互活用、評価方法の調整。

(2) 評価の実施、活用等に関する責任主体の明確化

評価目的、評価結果の活用と効果等について**それぞれの主体、その役割と責任をあらかじめ明確にし**、それを関係者に周知した上で評価を実施する。

(3) 評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入

- ① 研究開発成果、評価者、評価結果等の**評価関連情報を横断的かつ相互に活用**
- ② 申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等に関する評価業務の効率化

第1章 基本的考え方

5. 評価実施体制の確立

(1) 評価実施体制の充実

- 評価部門の設置。
 - 国の内外から研究経験やマネジメント能力を有する人材を適性に應じ配置する。
 - 評価の信頼性及び客観性を担保する。 • 評価の適切な運営と評価の高度化が推進される体制を整備する。
- なお、評価に係る予算の確保については、研究開発を実施又は推進する主体の責任で行う。

(2) 評価人材の養成・確保

- 評価実施主体は以下の評価人材の養成・確保し、配置するよう努める。
 - 独創的で優れた研究者・研究開発を見だし、育てることのできる資質を持つ人材
 - 評価に係る必要な調査・分析等を行うための知識や能力を有する人材
- 上記を実現するために、以下の活動を行う。 • 優れた評価の導入や普及。
 - 評価の手法等の高度化のための調査研究を実施。
 - 評価部門に専門経験が蓄積するような人事制度で配慮。
 - 評価者個人に有益となるようなインセンティブの検討。
 - 評価者を評価する仕組みの整備。 • その他評価支援体制の全般的整備の努力。
 - 評価者に研究者の積極的な参加の促進。 • 特定の研究者に評価実施の依頼が集中の回避。
 - 海外の研究者や若手研究者を評価者として積極的な参加と、評価者候補の拡大。
 - 研究者が評価者となることのインセンティブの増大。

6. 評価の国際的な水準の向上

経済社会のグローバル化が進展⇒国際的視点からの取組が重要

1) 重要な国際的視点からの取組

- 我が国における科学の国際的な水準の向上
- 産業等の国際競争力の強化
- 地球規模の課題解決のための国際協力の推進など

2) 研究開発の国際化への対応

- 評価者として海外の専門家の参加。
- 評価項目に国際的なベンチマーク等の積極的な採用

第2章 対象別評価の実施

◆評価実施主体の評価実施前の実施事項

- 明確かつ具体的な評価対象の設定
- 評価対象の戦略的な位置付けと活用についての明確化
- 評価目的の明確かつ具体的な設定
- 評価内容の被評価者への事前周知

◆研究開発施策の評価における留意点

- 研究開発施策と政策との整合性の確認
- 研究開発施策の構成要素（研究開発プログラム、研究開発課題等）の進捗状況の確認
- 政策評価法において示されている政策評価の観点を踏まえる
- 事前に評価目的及び評価方法を明確かつ具体的に設定

※評価方法：評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等

- 研究開発プログラム又は研究開発課題における評価結果の活用
- 必要に応じて、研究開発プログラムの評価に準じた評価の実施

第2章 対象別評価の実施（Ⅰ 研究開発プログラムの評価）

- 研究開発の目的・目標、政策上の位置付けの明確化。
- 研究開発プログラム推進主体する主体である府省又は研究開発法人等を対象として実施

1. 研究開発プログラムの意義等

（1）研究開発プログラムの意義

- 研究開発施策の目標に対する各研究開発課題の位置付け、関連付けが不明確
⇒各研究開発課題の総体としての効果が十分に発揮されていない。
- 競争的資金制度等の研究資金制度には、終期が未設定、制度全体の目標が明示されていないものも多い。
- 政策課題を解決し、イノベーションを生み出していくために、研究開発プログラムの評価により、次の研究開発につなげていくことが重要
⇒研究開発課題よりも上位の階層である研究開発プログラムの階層における評価を導入・拡大する必要。
- 「アウトプット」と「アウトカム」を認識してそれらを区分
⇒特にアウトカム指標による目標について、検証可能な範囲で設定することが望ましい。

（2）研究開発プログラムの設定の基本的な考え方 ～構成要素及び基本的な枠組み

- ① 解決すべき政策課題及び時間軸が明確で検証可能な目標を設定。上位の階層である施策における位置付けが明確である。
- ② 目標の実現に必要な研究開発課題及び必要に応じ研究開発以外の手段のまとまりによって構成。目標達成に向けた工程表（手段及びプロセス）が明示される。
- ③ 研究開発プログラムの推進主体と、個々の研究開発課題の実施又は推進主体との役割分担及び責任の所在が明確である。
- ④ 研究開発プログラムを構成する各研究開発課題に共通して、研究開発プログラムの定める目標を達成するために必要なマネジメントと評価が行われる。
- ⑤ 研究開発プログラムの見直しに係る手順が明確であること。

第2章 対象別評価の実施 (Ⅰ 研究開発プログラムの評価)

(3) 研究開発プログラムの設定の推進

府省又は研究開発法人等は、それぞれの組織の機能及び課題達成のための目標等に合わせ、研究開発プログラムの設定に可及的速やかに取り組む。

[研究開発プログラムの類型]

(ア) 研究開発課題の有機的な関連付けによるプログラム化

施策の企画立案段階において、あらかじめ研究開発プログラムを設定し、その下で必要な研究開発課題等を配置し実行するもの(関連する複数の研究開発課題を有機的に関連付けて設定するものを含む)

(イ) 競争的資金制度等の研究資金制度のプログラム化

上位の施策目標との関連性を明確にし、当該研究資金制度の目的に応じた検証可能な目標を設定し、研究開発プログラムとして実施するもの。

また、研究開発プログラムにおいては、その特性に応じて、特にプログラムディレクター (PD) の当該研究開発プログラム期間中の専任化も含め、研究開発プログラムの推進主体等におけるマネジメント体制を強化する。

2. 評価の実施主体 / 3. 被評価者

評価の実施主体は推進主体である府省又は研究開発法人等。被評価者はその事業推進部門である。そのため、評価部門の運営の独立性の確保に配慮するなど、より一層、評価の信頼性及び客観性を確保する。

被評価者は、研究開発プログラムの成果を最大にするために、

- ・自らが推進する研究開発プログラムの進捗状況を的確に把握する。
- ・その改善に向け、人員や予算等の資源配分を適切に見直す。

4. 評価者の選任

- ・外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施する。
- ・評価の客観性を十分に保つため、評価対象ごとに十分な評価能力を有する専門家等を評価者として選任。年齢、所属機関、性別等にとらわれないこと。
- ・研究開発プログラムの評価に当たっては社会・経済上のニーズを適切に反映
⇒産業界や人文・社会科学の分野などの幅広い分野の専門家を積極的に選任。
- ・公平性確保のため、利害関係者が加わらないようにして、評価者名を公表
- ・一連の評価における評価者として新たな評価者を加えつつ一部共通の評価者を残す。
⇒評価体制の柔軟性と評価の一貫性を確保。

第2章 対象別評価の実施（Ⅰ 研究開発プログラムの評価）

5. 評価の実施時期

- 評価は、事前評価、終了時の評価を行う。必要があれば、中間評価や追跡評価を行う。
- 時系列的な評価においては、有機的に連携させることで、評価に連続性と一貫性をもたせる。
- 政策評価との整合を図り、効率的な評価を実施する。

<事前評価>

予算等の資源配分の意思決定等を行うための評価（事前評価）を実施。

- 上位施策や他の施策との関連に基づき、定量的な目標・機能等、達成すべき政策課題を明確化。
- 国の施策や機関等の設置目的に照らした実施の必要性、目標・計画・実施体制・執行管理・費用対効果等の妥当性、研究開発課題の構成の妥当性等を把握。

<終了時の評価>

その後の研究開発プログラムの展開への活用等を行うための評価（終了時の評価）を実施。

- 目標の達成状況や成果、目標設定や工程表の妥当性等を把握。
- 成果等を次の研究開発プログラムにつなげていくために必要な場合には、研究開発プログラム終了前に実施し、その結果を次の研究開発プログラム等の企画立案等に活用する。

<中間評価>

その中断や中止を含めた計画変更の要否の確認等を行うための中間評価を実施。

- 実施期間の定めがない場合には、5年毎を目安に、情勢の変化や目標の達成状況等を把握。
- 推進体制及び方法の妥当性、進捗状況を踏まえた工程表の見直しの必要性について検証。

<追跡評価>

研究開発プログラムが終了した後、一定の時間を経過してから、その波及効果や副次的効果の把握、過去の評価の妥当性の検証等について、アウトカム指標等を用いた追跡評価を実施する。

- 国費投入額が大きい、重点的に推進する分野などの主要な研究開発プログラムから対象を選定。
- 評価結果を、その後の研究開発プログラムの形成や評価の改善等に効果的に活用する。

第2章 対象別評価の実施（Ⅰ 研究開発プログラムの評価）

6. 評価方法

評価における信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、下記を行う。

- あらかじめ**評価目的**及び**評価方法を明確かつ具体的に設定**する。

※評価方法：評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等

- **評価の目的、評価の対象、評価時期**や**研究開発の性格**などに**応じて適切な評価項目、評価基準、評価手法の設定**を行う等、**評価の柔軟性**を確保する。
- **科学技術の急速な進展**や、**社会や経済の大きな情勢変化**に**応じて**、**評価項目や評価基準等**を適宜見直す。

(1) 評価手法

- その**対象や時期、評価の目的**や**入手可能な情報の状況**などに**応じて**、**適切な調査・分析及び評価の手法**を選択。
- 評価の客観性を確保する観点から、**アウトプット指標**や**アウトカム指標**による**評価手法**を用いるよう努める。
- **総体としての目標の達成度合い**を**成否判定の基本**とする。
- 調査・分析を充実させ、実施した**プロセスの妥当性**や**副次的成果**、さらに、**理解増進**や**研究基盤の向上**など、**次につながる成果**を幅広い視野から捉える。
- 成否の要因を明らかにし、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施されないよう、**個々の個別課題等の評価結果**を活用するなどして効率的に評価する。

(2) 評価の観点及び評価項目・評価基準

- 政策評価法において示されている**政策評価の観点**も踏まえる。
- **必要性、効率性、有効性**、対象となる研究開発の**国際的な水準の向上**の観点から評価。
- **施策目標との整合性を重視**する。
- 評価に必要な**評価項目**及び**評価基準**を設定する。
- 複数の個別研究開発課題等から構成される研究開発プログラムについては、
 - ①それぞれの**個別**の研究開発課題等の**目標達成**と当該研究開発**プログラム**の**目標達成の関連付け**が明確か
 - ②**関連施策と連携**されて**効果的・効率的に推進**されているか、などを重視する。

(3) 自己点検の活用

- **被評価者**等が、自らの研究開発プログラムの実施計画において**具体的かつ明確な目標**とその**達成状況の判定指標**等を明示する。
- 研究開発プログラムの開始後には**目標の達成状況**、今後の**発展見込み**等の**自己点検**を行い、**評価者はその内容の確認**等を行うことにより**評価を実施**する。

第2章 対象別評価の実施（Ⅰ 研究開発プログラムの評価）

7. 評価結果の取扱い

（1）評価結果の活用

- 評価が有効に機能するためには、**あらかじめ明確に設定された評価目的及び評価の活用方法**に沿って評価結果を確実に活用する。
- 推進主体は、その評価結果について、研究開発プログラムの構成・運営の見直し、研究開発プログラムを構成する研究開発課題の新設又は中止など、**研究開発プログラムの改善又は中止に反映し、国民に対する説明責任**を果たすため、これらの活用状況をモニタリングし、公表する。さらに、研究開発に関する施策等の企画立案やその効果的・効率的な推進に活用する。

（2）評価情報の国民への積極的な発信

- 研究開発への国費の投入等に関する**国民に対する説明責任**を果たす。
- 研究開発評価の**公正さと透明性**を確保する。
- 研究開発の成果や評価結果が**社会や産業において広く活用**されるよう、評価を実施する主体はその実施した評価の結果を**国民に積極的に公表**する。
- **個人情報**の秘密保持、**知的財産**の保全、**国家安全保障**等に**配慮**する。
- 研究開発の目標、実施内容、得られた成果、自己点検の内容、評価結果に基づく**新たな研究開発の展開や政策への反映**などについてもわかりやすくまとめて公表する。

第2章 対象別評価の実施（Ⅱ 研究開発課題の評価）

- 研究開発の性格や分野、その目的、政策上の位置付け、規模等に応じて、評価の目的や評価結果の活用の仕方、評価の項目・基準等を的確に設定する。
- 必要となる評価実施体制等を整備して、評価を実施する。

1. 評価の実施主体

課題を設定しそれを実施する府省等、競争的資金制度等を運営する府省又は研究開発法人等などが実施する。

2. 評価者の選任

- 外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施する。
- 評価実施主体は、評価の客観性を十分に保つため、年齢、所属機関、性別等にとらわれず評価対象ごとに十分な評価能力を有する専門家等を評価者として選任する。
- 研究開発成果をイノベーションを通じて国民・社会に迅速に還元していく観点から、産業界の専門家等を積極的に選任する。
- 公平性を確保するため、利害関係者が加わらないようにし、評価者名を公表する。
- 時系列的な一連の評価における評価者として新たな評価者を加えつつ一部共通の評価者を残す等によって、評価体制の柔軟性と評価の一貫性を確保する。
- 研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、評価者に対して評価内容等の守秘の徹底を図る。

第2章 対象別評価の実施（Ⅱ 研究開発課題の評価）

3. 評価の実施時期

研究開発課題の開始前に**あらかじめ実施時期、評価の目的、方法、前の評価結果の活用方策等を決定**し、それらを有機的に連携して行うことによって、評価に**連続性と一貫性**をもたせる。

〈事前評価〉

研究開発課題の開始前に、必要性、目標や計画の妥当性等を把握し、予算等の**資源配分的意思決定**等を行う。

〈終了時評価〉

その後の発展が見込まれる優れた**研究開発成果を切れ目なく次につなげていく**ために、研究開発課題が終了する前の適切な時期に実施する。

- 目標の達成状況や成果の内容等を把握し、**その後の課題発展への活用**等を行う。
- 当該評価結果を**次の段階の研究開発課題の開始前の評価に活用**する、
- 実施期間が短い競争的資金においては、**次の段階の研究開発課題の開始前の評価時に、これまでに実施した研究開発課題の実績に係る終了時の評価を併せて実施**するなどの効率的な実施に努める。

〈中間評価〉

- 研究開発課題の**実施期間が長期**にわたる場合には、**3年程度毎を目安**に、情勢の変化や進捗状況等を把握し、その**中断・中止を含めた計画変更の要否の確認**等を行う。
- 実施期間が5年程度の研究開発課題については、**計画等の重要な変更の必要が無い**場合には、毎年度の実績報告などにより適切に**進行管理**を行い、**中間評価の実施は必ずしも要しない**。

〈追跡調査〉

終了後、一定の時間を経過してから、追跡評価を実施する。

- 研究成果の**波及効果や副次的効果**等の把握、**過去の評価の妥当性**の検証等を行う。
- 評価結果を次の研究開発課題の検討や**評価の改善**等に活用する。
- 国費投入額が大きい、重点推進分野であるなどの**主要な研究開発課題から**対象を選定する。
- 研究開発プログラムの**評価の基礎的なデータ**としても活用する。
- **研究開発実施主体に過度の負担を与えない**ように配慮して効果的な実施方法を用いる。
- 研究開発プログラムの**終了前までに**、追跡調査において収集するデータの有効性や必要性等について十分に検討しておく等の工夫を行う。

第2章 対象別評価の実施（Ⅱ 研究開発課題の評価）

4. 評価方法

- 公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価が実施されるよう、あらかじめ評価目的及び評価方法を明確かつ具体的に設定し、被評価者に対し周知する。

※評価方法：評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等

- 評価の目的、評価の対象、評価時期や研究開発の性格、研究開発プログラムの目的などに応じて適切な評価項目、評価基準、評価手法の設定を行う等、評価の柔軟性を確保。
- 科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価項目や評価基準等を適宜見直す。

（1）評価手法

- 対象や時期、評価の目的や入手可能な情報の状況等に応じて、適切な調査・分析及び評価の手法を選択する。
- 研究開発成果の水準を示す質を重視した評価を実施する。
- アウトプット指標やアウトカム指標による評価手法を用いるよう努めることとするが、挑戦的な取組を阻害しないよう定量的な評価手法に過度に依存せず、国際的なベンチマークの導入や、当該学術分野の専門家による学術進展へのインパクト、新たな発展の可能性などの見識を活用するなど定性的な評価手法を併用することが重要である。
- 成果に係る評価において、目標の達成度合いを評価の判定基準とすることが原則であるが、併せて、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、さらに、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉える。その際、成否の要因を明らかにし、次の研究開発の改善等につなげる。

（2）評価の観点及び評価項目・評価基準

- 政策評価法において示されている政策評価の観点も踏まえて、必要性、効率性、有効性、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点から実施する。また、適切な評価項目及び評価基準を設定して実施する。

（3）自己点検の活用、研究開発プログラムとの関係

- 被評価者等が、自ら研究開発の計画段階において具体的かつ明確な目標とその達成状況の判定指標等を明示。
- 研究開発の開始後には目標の達成状況、今後の発展見込み等の自己点検を行い、評価者はその内容の確認。
- 研究開発プログラムを構成する各研究開発課題の評価においては、合理的と考えられる場合には、研究開発課題の評価を省略又は簡略化することができる。

第2章 対象別評価の実施（Ⅱ 研究開発課題の評価）

5. 評価結果の取扱い

（1）評価結果の活用

- あらかじめ**明確に設定された評価目的**及び**評価の活用方法**に沿って評価結果を確実に活用する。
- 研究開発課題の評価結果を下記に活用する。
 - 1) 予算、人材等の**資源配分への反映**、**研究開発の質の向上**のための助言等
 - 2) 研究開発に関係する**プログラム、施策、政策等の企画立案**や効果的・効率的な推進
- 評価結果に基づく適切な資源配分等を通じて次の段階の研究開発に連続してつなげるなどの観点から、**機関、制度を越えて相互活用**するよう取り組む。
- その促進のため、内閣府が中心となって関係省庁間の連携の仕組みを整備する。

（2）評価情報の国民への積極的な発信

- 研究開発への国費の投入等に関する**国民に対する説明責任**を果たす。研究開発評価の**公正さと透明性の確保**。
- 研究開発の成果や評価結果が**社会や産業において広く活用**されるよう、評価を実施した主体はその実施した評価の結果を**国民に積極的に公表**する。
- 公表時は、**個人情報**の秘密保持、**知的財産**の保全、**国家安全保障**等に配慮。
- 評価の結論だけでなく、研究開発の目標、実施内容、得られた成果、自己点検の内容、さらに、評価結果による新たな研究開発の展開や政策への反映なども含めてわかりやすくまとめて公表するよう努める。

（3）評価結果の被評価者への開示等

- 評価を実施した主体は、評価実施後、応募者等の**被評価者からの求めに応じて評価結果を開示**する。
- 評価結果は、評価者がその責任において確定するものであることから、被評価者は、それを厳粛に受け止める必要があるが、評価結果について被評価者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みを整備する。
- 被評価者が評価結果について納得し難い場合に、評価を実施した主体に対し、十分な根拠をもって異議を申し立てることができる途を開いておくことが望ましい。

第2章 対象別評価の実施（Ⅱ 研究開発課題の評価）

（参考）研究開発課題の主要な類型の評価の実施方法

具体的な実施に際しての参考となるよう、研究開発課題の主要な類型について、評価項目、評価基準等に関する実施例を示す。

- ①「必要性」の観点：科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、国費を用いた研究開発としての妥当性等
- ②「効率性」の観点：計画・実施体制の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等
- ③「有効性」の観点：成果に着目した目的・目標の設定とその達成度合い、直接の成果の内容、効果や波及効果の内容等

等が挙げられる。また、開始前及び終了時の評価のほか、研究開発期間が特に長期にわたる等の場合には、進捗状況や情勢変化等を踏まえて中断・中止を含めた計画変更等の要否の確認等を行うために、一定期間ごとや研究開発の段階ごとに、評価を実施する。

（1）基礎研究の評価

＜事前評価＞

- ・ 課題の目的・目標の設定とそれを達成するのに必要な手法等における発想の独創性と新たな知の創造への寄与の可能性を、研究計画の内容と被評価者の過去の実績等の両面から判断する。
- ・ より課題にふさわしい評価項目や評価基準、その自己点検結果をあらかじめ被評価者から提示させ、それらを参照して評価する。

＜終了時評価＞

- ・ 新たな知の創造への寄与に主眼を置き、被評価者の自己点検結果を踏まえ、成果の国際的な水準から見た科学的価値を重視した評価。
- ・ 計画で示された方向性と異なる場合でも、科学的に卓越した成果が得られた場合には、自己点検を活用するなどして成果として認知する。
- ・ 学際及び産業上の視点から当該研究開発の今後の発展性を十分見極め、継続的な支援、あるいは、方向性を見直し等、次につなげる視点を重視した評価を行う。

（2）応用研究及び開発研究の評価

＜事前評価＞

- ・ 政策目標の達成に係る有効性、国際的ベンチマークに基づき、一定期間後に達成を目指す定量的目標の設定とその水準の適切性を判断。
- ・ 達成するための手法、体制等の妥当性、目的及び目標の達成可能性並びに目標が達成された場合の実用化等の展望を見極める。

＜終了時評価＞

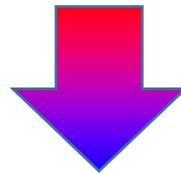
- ・ 今後の方向付けの検討に資することに主眼を置き、一義的には目的及び定量的目標の達成度合いを基準とする。
- ・ 達成の成否及びその要因を分析し、その後の研究開発の発展性を見込む視点を重視した評価を行う。

（3）国家的プロジェクトの評価

- ・ 国家的プロジェクトの評価は、「Ⅰ 研究開発プログラムの評価」に準ずるものとする。

第2章 対象別評価の実施 (Ⅲ 研究者等の業績の評価)

- ◆ 科学技術システム改革の一環として、研究者の処遇に関して、**能力や業績の公正な評価**の上、優れた努力に積極的に報いることなどによる**公正で透明性の高い人事システムの確立**が必要。
- ◆ 特に若手研究者については、**将来的な可能性**についても積極的に評価することが重要。



- 研究開発法人や大学などの研究開発機関においては、研究者の業績の評価はその所属する機関の長が当該機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任を持って実施。
- 研究者等の業績の評価結果については、インセンティブとなるよう**個人の処遇や研究費の配分等に反映**。
- 研究開発の実績に加え、研究開発の**企画・管理**や**評価活動**、**国際標準化への寄与**等の関連する活動にも着目して評価する。
- 大学等の場合は、**研究と教育の両面の機能**を有することに留意する。
- 研究者が**自ら点検**を行い、**それを活用**して実施するとともに、研究者が**挑戦した課題の困難性**等も考慮に入れるなど、**研究者を萎縮させず果敢な挑戦を促す**などの工夫が必要。
- 研究者等の業績の評価に当たっては、当該研究者等が関連する競争的資金制度における研究開発課題や国の実施する研究開発課題の評価の結果などを適切に活用する。
- 研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要である。

第2章 対象別評価の実施 (IV 研究開発機関等の評価)

1. 評価の実施主体

機関の長が、その設置目的や中期目標等に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から自ら評価を実施。

2. 評価者の選任

外部の専門家等を評価者とする外部評価。評価の客観性及び公正さをより高めるため、評価者名を公表。

3. 評価の実施時期

中期目標期間等を踏まえ、3年から6年程度の期間を目安として、一定期間ごとに評価を実施する。

4. 評価方法

(1) 研究開発の実施・推進の面から実施する評価

具体的かつ明確に設定された目標の達成度合いを、研究開発機関等が実施・推進した研究開発の総体についての評価を実施。中期計画において個別課題等ごとに政策上の目的や国際的なベンチマークなどに基づく具体的な目標を設定し、その達成状況等について、競争的資金や国からの受託等の外部資金により実施した研究開発の評価結果などを適切に活用し、I・IIに準じた評価方法等により適正に自己点検を行い、これを参照して評価。

(2) 機関運営面の評価

研究開発目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、各研究開発機関等の設置目的や中期目標等に即して適切に評価項目を選定し、効率性の観点も重視しつつ評価を行う。

5. 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の活用

評価結果は、機関運営のための予算、人材等の資源配分に反映。研究開発機関等の運営は、機関の長の裁量の下で行われるものであり、研究開発機関等の評価結果を責任者たる機関の長の評価につなげる。

(2) 評価情報の国民への積極的な発信

研究開発への国費の投入等に関する国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発の成果や評価結果が社会や産業において広く活用されるよう、機関の長はその実施した評価の結果を国民に積極的に公表する。

この場合、個人情報 の秘密保持、知的財産の保全、国家安全保障等に配慮しつつ、評価の結論だけでなく、研究開発の目標、実施内容、得られた成果、自己点検の内容、さらに、評価結果による新たな研究開発の展開や政策への反映なども含めてわかりやすくまとめて公表する。

第2章 対象別評価の実施 (IV 研究開発機関等の評価)

6. 研究開発機関等の性格に応じた評価の実施

(1) 大学等の評価

- 大学等は、「**学校教育法**」等に規定する自己点検・評価を厳正に実施する
- **認証評価機関による評価結果の活用**に努める。
- **自主性の尊重、教育と研究の一体的な推進**等その特性に留意する。
- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、国立大学法人法に基づく**中期目標期間の実績**(中期目標の達成状況等)を**国立大学法人評価委員会**で評価(教育研究の状況については、大学評価・学位授与機構において評価を実施しその結果を尊重)し、文部科学省は評価結果を**運営費交付金の適切な配分等に反映**。

(2) 研究開発法人等の評価

- **研究開発法人等**は、独立行政法人通則法に基づく**中期目標期間の実績**(中期目標の達成状況等)等について**自らが厳正に評価**を実施する。
- **独立行政法人評価委員会**はその**研究開発法人等が自ら実施した評価の結果を十分に活用**して評価を実施。
- **各府省**は、独立行政法人評価委員会の評価結果を**運営費交付金の適切な配分等に反映**させる。
- 研究開発法人等は、自らの評価結果と独立行政法人評価委員会の評価結果を**機関の運営に反映**。
- 独立行政法人評価委員会が研究開発の実施推進の面から実施する評価に際しては、研究開発法人等**自らが実施した評価が本指針に則って適正に行われているか、その評価結果を業務運営等に的確に反映しているか等**を重視して行う。

(3) その他国費の支出を受けて研究開発を実施する機関の評価

- 国費の支出を受けて研究開発(委託及び共同研究等)を実施する**民間機関、公設試験研究機関**等については、その研究開発課題等の評価を実施する主体は、課題評価の際等に、これら機関における当該課題の研究開発体制に関わる運営面に関し、**国費の効果的・効率的執行を確保する観点から、必要な範囲で評価**を行う。